

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金 個人又は団体からの使途の特定がなされないで受領する寄附金

(2) 特定寄附金 広く一般社会に、協会が使途を特定して募金活動を行うことにより受領する寄附金

(3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から使途の特定がなされて受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金)

第3条 協会は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を協会の定款第4条に規定する事業（以下「公益目的事業」という。）に使用するものとする。

(特定寄附金)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に定める資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）について、理事会の承認を経なければならない。

2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

(特別寄附金)

第5条 協会は、特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を経なければならない。

3 寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方自治体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、協会に著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、協会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(受領書等の送付)

第6条 協会は、一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書及び第4条第1項による募金目論見書(特定寄附金の場合に限る)を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、協会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第7条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5号各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報の保護に関する規則に基づき、適切にその保護管理に務めるものとする。

(規則の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事会の議決を経て定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年9月6日から施行する。